

2023 年版 追補 (法令現在 2024 年 7 月 1 日)

## アイソトープ法令集 I —放射性同位元素等規制法関係法令—

### ○新旧対照表\*

#### ①放射性同位元素等の規制に関する法律

[み] 令和 5 年 6 月 7 日 法律第 47 号 (国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律)

#### ②放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

[ロ] 令和 6 年 3 月 7 日 原子力規制委員会規則 第 1 号 (原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則)

### ○正誤

2023 年版 アイソトープ法令集 I (2023 年 3 月 25 日 第 1 刷発行) の正誤表

---

#### \* 注記

当該追補は、2023 年版アイソトープ法令集 I —放射性同位元素等規制法関係法令—(本書)において、2024 年 7 月 1 日時点の①～②改正に関する新旧対照表のみで構成されております。本書に収録された全ての関係法令に関する改正を追補したものではありません。

① 放射性同位元素等の規制に関する法律

(昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 5 年 6 月 7 日 法律第 47 号)	改正前 (最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号)
<p><b>(手数料の納付)</b>  <b>第49条</b> (略)                      2 前項の規定は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人であつて<u>その業務の内容その他の事情を勘案して政令<sup>2)</sup>で定めるもの及び国立健康危機管理研究機構</u>については、適用しない。                      [ね][あ][み]</p> <p><b>附 則</b> (令和5年6月7日 法律第47号)抄                      (施行期日)  <b>第1条</b> この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。                      [み]</p>	<p><b>(手数料の納付)</b>  <b>第49条</b> (略)                      2 前項の規定は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人であつて、<u>その業務の内容その他の事情を勘案して政令<sup>2)</sup>で定めるもの</u>については、適用しない。[ね][あ]</p>

② 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

(昭和 35 年 9 月 30 日総理府令第 56 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 6 年 3 月 7 日 原子力規制委員会規則 第 1 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 令和 2 年 12 月 22 日 原子力規制委員会規則第 21 号)</p>
<p><b>(事業所等における運搬の基準)</b>[か]  <b>第 18 条</b> 法第 17 条第 1 項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。[る][か][む][け][き]            (1)～(5) (略)            (6) <u>運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。[る][口]</u>            (7)～(9) (略)            2～5(略)</p> <p><b>(危険時の措置)</b>[き]  <b>第 29 条</b> 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第 33 条第 1 項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。[そ][け]            (1)～(4) (略)            (5) <u>放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。[る][わ][ゑ][口]</u>            (6) (略)            2 (略)</p> <p><b>附 則</b> (令和 6 年 3 月 7 日 原子力規制委員会規則第 1 号)            この規則は、公布の日から施行する。[口]</p>	<p><b>(事業所等における運搬の基準)</b>[か]  <b>第 18 条</b> 法第 17 条第 1 項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。[る][か][む][け][き]            (1)～(5) (略)            (6) <u>運搬物の運搬経路においては、<b>標識の設置、見張人の配置等の方法により</b>、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。[る]</u>            (7)～(9) (略)            2～5(略)</p> <p><b>(危険時の措置)</b>[き]  <b>第 29 条</b> 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第 33 条第 1 項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。[そ][け]            (1)～(4) (略)            (5) <u>放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、<b>縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより</b>、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。[る][わ][ゑ]</u>            (6) (略)            2 (略)</p>

○2023 年版 アイソトープ法令集 I -放射性同位元素等規制法関係法令-

正 誤 表

(対象:1刷◇ 2023 年 5 月現在)

対象箇所	法令・告示名	見出し・条・項	誤	正
69 頁 右段最終行 右枠 (金額)	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 (昭和 35 年政令第 259 号)	第 5 章 雑則 (手数料) 第 31 条 8 運搬物確認を受けようとする者 ロ 承認容器の使用により…	<u>311,100 円</u>	<u>131,100 円</u>

以上